

香川県大規模氾濫等減災協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会として、「香川県大規模氾濫等減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、全国各地で水災害が頻発化、激甚化する中、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、香川県における水災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の参加を求めることができる。
- 3 協議会に幹事会及び事務局を置く。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、香川県における水災害を対象に、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水・高潮浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスク情報を共有するとともに、各委員がそれぞれ又は連携して実施している減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等による水災害による被害の軽減を実現するために、各委員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫等に関する減災対策に関して必要な事項に取り組む。
- 四 河川等に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」を策定し、公表する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、各種検討等を行う。

- 2 幹事会は、別表2の組織に属する者をもって構成する。
- 3 幹事会は、第1項に規定する事項を行うために必要な者を幹事会に参加させることができる。
- 4 幹事会は、全体会のほか、県内地域毎に開催することができる。

(分科会)

第6条 第4条各号に掲げる事項について情報交換、調査、各種検討等を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営、その他必要な事項は、別途定める規約によるものとする。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の招集、運営及び進行等を行うため事務局を置く。

2 事務局事務は香川県土木部河川砂防課が行う。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、公表しないことができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年3月28日から施行する。

本規約は、令和2年6月18日から施行する。

本規約は、令和3年1月28日から施行する。

本規約は、令和4年6月16日から施行する。

本規約は、令和6年9月6日から施行する。

(協議会)

市町関係

高松市長
丸亀市長
坂出市長
善通寺市長
観音寺市長
さぬき市長
東かがわ市長
三豊市長
土庄町長
小豆島町長
三木町長
直島町長
宇多津町長
綾川町長
琴平町長
多度津町長
まんのう町長

国関係

国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長
気象庁高松地方気象台長

県関係

香川県知事

アドバイザー

香川大学 名誉教授

四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 顧問

(幹事会)

市町関係

市町名	水防担当	災害復旧担当		消防担当	
		土木系統	土地改良系統	消防担当	消防本部
高松市	危機管理課	河港課	土地改良課	高松市消防局 総務課	高松市消防局 消防防災課
丸亀市	危機管理課	建設課	農林水産課	丸亀市消防本部 総務課	丸亀市消防本部 防災課
坂出市	危機管理課	建設課	産業課	坂出市消防本部 庶務課	坂出市消防本部 予防課
善通寺市	自治防災課	土木課	農林課	善通寺市消防本部消防総務課	
観音寺市	危機管理課	建設課	農林水産課	危機管理課	三観広域行政組合消 防本部消防防災課
さぬき市	危機管理課	都市整備課	農林水産課	危機管理課	大川広域消防本部 警防課
東かがみ市	危機管理課	建設課	農林水産課	危機管理課	大川広域消防本部 警防課
三豊市	危機管理課	建設港湾課	土地改良課	危機管理課	三観広域行政組合消 防本部消防防災課
土庄町	総務課	建設課	農林水産課	小豆地区消防本部消防防災課	
小豆島町	総務課	建設課	農林水産課	小豆地区消防本部 東消防署	小豆地区消防本部 消防防災課
三木町	総務課	土木建設課	農林課	総務課	高松市消防局 消防防災課
直島町	総務課	建設経済課		総務課	—
宇多津町	危機管理課	地域整備課		危機管理課	—
綾川町	総務課	建設課	経済課	総務課	高松市消防局 消防防災課
琴平町	企画防災課	地域整備課	農政課	企画防災課	仲多度南部消防組合 消防本部警防課
多度津町	総務課危機管理室	建設課	産業課	多度津町消防本部 総務係	多度津町消防本部 警防係
まんのう町	総務課	建設土地改良課		総務課	仲多度南部消防組合 消防本部警防課

国関係

国土交通省四国地方整備局

香川河川国道事務所工務第一課

気象庁高松地方气象台

県関係

香川県土木部河川砂防課

香川県土木部港湾課

香川県土木部下水道課

香川県危機管理総局危機管理課

香川県農政水産部土地改良課

香川県土木部及び農政水産部の出先機関
